

公開口頭審理の傍聴に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、人事委員会が公開して行なう口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の禁止)

第二条 次の各号の一に該当する者は、審理を傍聴することができない。

- 一 酒気を帯びている者
- 二 凶器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- 三 旗、のぼり、プラカード、横断幕、懸垂幕、ポスター、ビラその他これらに類するものを所持している者
- 四 帽子、ヘルメット、はちまき、たすき、ゼッケン、腕章その他これらに類するものを着用している者
- 五 その他審理場内において審理を妨げ、又は不当な行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第三条 傍聴人は、審理を傍聴するにあつては、次の事項を守らなければならない。

- 一 私語、談笑、かん声、放歌、シユプレヒコールその他喧騒にわたる行為をしないこと。
- 二 審理関係者の言動に対して、批評若しくは野次を加え、賛否の意思を表明し、又は拍手をしないこと。
- 三 喫煙、飲食その他不体裁な行為をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 主宰者（審理を主宰する者をいう。以下同じ。）の許可を受けずに撮影又は録音をしないこと。
- 六 その他審理の妨害となり、又は秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(傍聴人数の制限)

第四条 主宰者は、審理場の事情により傍聴人の数を制限することができる。

(入場)

第五条 審理を傍聴しようとする者は、別記様式の傍聴券の交付を受け、入場の際、係員に提示しなければならない。

2 審理を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

(退場命令)

第六条 主宰者は、次の各号の一に該当する者があるときは、傍聴人に対し審理場からの退場を命ずることができる。

- 一 第二条各号の一に該当するとき
- 二 第三条各号の一の規定に違反するとき
- 三 審理が非公開となったとき

(退場)

第七条 傍聴人は、退場を命ぜられたとき、又は審理が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

(準用)

第八条 法第五十三条第七項及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和三十二年法律第八十号）第八条第二項の規定による聴聞の期日における公開の審理の傍聴については、この規則を準用する。この場合において、第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、人事委員会が公開して行なう口頭審理」とあるのは、「法第五十三条第七項及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第八条第二項の規定による聴聞の期日における公開の審理」と読み替えるものとする。

2 埼玉県人事委員会会議規則（埼玉県人事委員会規則二一一二）第六条に基づく公開の会議の傍聴については、この規則を準用する。この場合において、第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、人事委員会が公開して行なう口頭審理（以

下「審理」という。）」とあるのは、「埼玉県人事委員会会議規則第六条に基づく公開の会議（以下「会議」という。）」と、第二条ないし第七条中「審理」とあるのは、「会議」と、第三条五号中「主宰者（審理を主宰する者をいう。以下同じ。）」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、その都度主宰者が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。
- 2 埼玉県人事委員会会議傍聴規則（埼玉県人事委員会規則二一二）は、廃止する。
- 3 不利益処分についての不服申立てに関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一）の一部を次のように改正する。

第十条第七項を次のように改める。

- 7 人事委員会は、口頭審理において、その職務の執行を妨げる行為又は不当な行状を禁止し、その指示に従わない者に退場を命じ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十二年一月十九日）から施行する。

別記様式

第	号
傍 聴 券	
年 月 日	
埼 玉 県 人 事 委 員 会	
※ この傍聴券は、本日に限り有効です。 傍聴券は、他人に譲渡し、又は貸与することはできません。	
（きりとり線）	
第	号
傍 聴 申 込 書	
傍 聴 人	
住 所	_____
氏 名	_____